

諮問番号：令和5年度諮問第13号
答申番号：令和5年度答申第28号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和4年9月2日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人が令和4年8月8日に行った生活保護開始申請（以下「本件申請」という。）について、審査請求人は、処分庁から令和4年9月8日付けで口頭によって却下決定がなされたが、不服であるので審査請求をする。
本件処分を取り消し、更に相当の審査を求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人は、処分庁が令和4年9月8日付けで行った口頭による処分について不服がある旨主張する。一方、処分庁は、当該処分は存在せず、令和4年9月8日に行った審査請求人とのやりとりをもって、口頭による処分がなされたと審査請求人が誤認している旨主張する。

①処分庁は、令和4年9月2日付けで本件申請を却下する本件処分を行ったこと、②同月7日に、処分庁は、本件処分の通知書を審査請求人宅の共同ポストに投函したこと、③同月8日に、処分庁は、審査請求人が来所した際

に、本件処分を行った旨伝え、本件処分の通知書を確認するよう伝えたところ、審査請求人は、却下の決定について不服であるため大阪府に審査請求すると述べたことが認められる。

以上のことからすると、処分庁は、令和4年9月8日に、審査請求人に対し、同月2日付けで行った本件処分にかかる説明を行ったにすぎず、審査請求人が主張する処分庁が同月8日付けで行った口頭による処分は存在しないものである。

しかしながら、審査請求人は、処分庁が本件申請を却下する本件処分を行ったことを伝えた際に、却下の決定について不服であるとして審査請求をする旨の意思表示を行っていることから、本件処分の内容に対して不服があることが認められる。

そこで、審査請求人が令和4年9月9日に行った審査請求においては、本件処分の違法性及び不当性についての検討を行うこととする。

(2)生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の1(4)のとおり、収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力などの状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接把握することとされている。

①処分庁は、令和4年8月1日及び同月2日に〇〇〇〇銀行(以下「A銀行」という。)が受理した預貯金全払請求書の写しを審査請求人から受領したこと、②同月8日に、処分庁は、審査請求人から資産申告書を受領したこと、当該資産申告書の銀行口座を記載する欄には、A銀行の預貯金額が不明と記載されていること、③同月29日に、処分庁は、A銀行から取引状況の回答書(以下「A銀行回答書」という。)を受領したこと、A銀行回答書には、同月1日の残高が1,283,076円との記載があり、同月15日の取引を最後に審査請求人のA銀行の口座は解約されていることが認められる。

また、①令和4年8月30日に、処分庁は、審査請求人に対し、A銀行の払戻しについての進捗を確認したところ、審査請求人は、払戻証書の受領の有無についての回答が定まらないものの、同月31日までに払戻証書を処分庁に持参する旨の回答を行ったこと、②同年9月2日、処分庁は、審査請求人が来所しなかったことから、審査請求人の払戻証書を確認することができなかったが、同年8月30日に、審査請求人が払戻証書を受領したとの申立てがあったことから、審査請求人が解約により払い出した金額を含め要否判

定を行ったことが認められる。

これらのことからすると、本件処分の時点において、審査請求人がA銀行の払戻証書を所持しているかについては、疑義があるものの、本件申請の時点で、審査請求人のA銀行の口座残高は1, 283, 076円であること、審査請求人から、処分庁に対して、A銀行の払戻証書を見せに行く旨の発言があったこと、A銀行の残高を審査請求人が費消した等の特段の事情を本件事件記録から確認できないことから、要否判定において、審査請求人のA銀行の残高を審査請求人の収入充当額に含めるべきであることが認められる。

したがって、処分庁の調査により判明した審査請求人のA銀行の口座残高を踏まえて要否判定を行うこととした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (3) 次官通知第10のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

処分庁が行った要否判定において、本件申請の時点における審査請求人のA銀行の口座残高が1, 283, 076円であり、審査請求人が令和4年8月15日に受領した年金及び年金生活者支援給付金の合計額の2分の1と合わせると、要否判定における審査請求人の収入充当額が1, 340, 883円であることから、審査請求人の収入充当額は、審査請求人の最低生活費である140, 500円を上回っていることが認められる。

したがって、要否判定の結果、審査請求人に保護が必要であると認められないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
(5) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年 9月12日	諮問書の受領
令和5年 9月19日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月3日 口頭意見陳述申立期限：10月3日
令和5年10月12日	第1回審議
令和5年11月13日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第24条第3項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定めている。
- (4) 法第29条第1項は、「保護の実施機関（中略）は、保護の決定若しくは実施（中略）のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき（中略）銀行、信託会社（中略）に、報告を求めることができる。」とし、次の各号に掲げる者として第1号及び第2号を定めている。そのうち第1号は、「要保護者（中略） 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況（後略）」と定めている。
- (5) 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の別表第1の第1章は、年齢別地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁の所轄区域内の本件処分時における居宅基準による審査請求人世帯（1人世帯）の生活扶助の額は71,900円である。
- (6) 次官通知第8の1（4）は、「収入の認定にあたっては、（中略）当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。
- (7) 次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、（中略）認定した収入（中略）との対比によって決定すること。（後略）」と記している。
- (8) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条第1項は、「〔審査庁が審査請求書の補正を命じた場合において、〕審査請求人が（中略）不備を補正しないときは、審査庁は（中略）審理手続を経ないで、第45条第1項

(中略)の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和4年8月8日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の一人世帯として保護の開始を求める本件申請を行った。

本件申請において添付された「資産申告書」には、現金2,900円を所有する旨並びに預貯金先としてA銀行の名及び預貯金額が不明である旨が記載されている。

また、同日の受付面接記録票には、「(前略)〔A銀行〕の解約で入金を確認されれば返還になると説明しています。(中略)解約手続中らしいです。解約し払戻可となれば保護不要と説明しています。(後略)」と記載されている。

- (2) 令和4年8月10日付けで、処分庁が、A銀行に対して法第29条に基づく調査として、審査請求人の預貯金の有無を照会したところ、同月25日付けで、A銀行から回答書(以下「A銀行回答書」という。)が提出された。

A銀行回答書には、①令和4年8月8日(本件申請の日)現在の現在高(貸付高)が1,283,076円であったこと、②同月15日に年金として99,226円、年金生活者支援給付金として16,388円が入金されたこと、③同日、〇〇共済費として5,000円が引き落とされたこと、④同日、解約されたこと、⑤同日の解約前の現在高(貸付高)が1,393,694円であったことが記載されている。

- (3) 令和4年8月29日、処分庁の担当者は、審査請求人の自宅を訪問したが不在であったため、訪問連絡票を投函した。

訪問連絡票には、審査請求人が同月2日に行ったA銀行の全額払戻請求に対して、同月15日に受けとっているとして、この件について話を伺いたいので、同月29日から31日までに処分庁に来庁することを求める旨が記載されている。

- (4) 令和4年8月30日、審査請求人は処分庁を訪問し、A銀行の払戻しの進捗については、これまで通帳や現金を抜き取られたことがあるので現金化していないが、ここ数日中に現金化する旨述べたところ、処分庁の担当者は、A銀行に約130万円を所有していることが分かっており、それを現金化すれば保護を要しない旨説明した。処分庁の担当者が審査請求人に、本件申請を取り下げるかどうかを確認したところ、審査請求人は、あちこち出向いて交通費等もかかっているため保護されていないこと困るので、本件申請を

取り下げない旨述べた。

処分庁の担当者は、同月末までに現金化し、その旨報告するよう求め、審査請求人は了承した。なお、審査請求人は、8月末までに処分庁に現金化について報告を行わなかった。

(5) 起案年月日が令和4年9月2日の要否判定書には、「否」、「最低生活費 及び医療費 最低生活費 年齢 76 性別 男 第1類 43, 010 計 43, 010円 第2類 28, 890円 生活費 71, 900円 住宅費 36, 000円 医療費見込(月額) 32, 600円 最低生活費合計 140, 500円」、「収入合計 1, 340. 883円」と、欄外に「〇〇〇〇銀行解約前の金額1, 393, 694円には8/15入金の老齢年金、年金給付金が含まれるため、年金振込前の残高1, 283, 076円に老齢年金、年金給付金の合計×1/2を加えた額を8月分その他収入として認定する。」と記載されている。

(6) 令和4年9月2日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件申請の時点でA銀行の口座に1, 283, 076円の残高があり、8月15日に解約により払い出された1, 393, 694円から同日に入金された年金と年金生活者支援給付金の1/2を控除した額を収入認定し、要否判定を行い、次官通知第10に基づき保護が必要であると認められないことから、本件申請を却下する旨決定した。

同日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。

本件処分の通知書には、却下の理由として、「(前略) [本件申請] について、(中略) [次官通知] 第10に基づき生活保護が必要か否かの判定を行ったところ、生活保護開始申請があった月のあなたの収入があなたの世帯の最低生活保護費を上回っているため、保護が必要であると認められないことから、本件申請を却下します。」と記載されている。

(7) 令和4年9月7日、処分庁の担当者は、審査請求人の自宅建物の共同ポストに本件処分の通知書を投函した。

(8) 令和4年9月8日、審査請求人は、介護サービスについて相談するために処分庁を訪問した。処分庁の担当が、審査請求人に対して、本件申請について却下する旨の本件処分を行った旨伝え、本件処分の通知書を確認したか尋ねたところ、審査請求人はまだ見ていない様子であったため、ポストを確認するように伝えた。

審査請求人は、却下の決定について不服なので、審査請求する旨述べた。

(9) 令和4年9月9日付けで、審査請求人は、審査請求書と題する書面を審査庁に提出した。

審査請求書には、「(前略) 令和4年9月8日付にて口頭による決定がなされたが不服であるので審査請求を致します。」と記載されている。

(10) 令和4年10月3日付けで、審査請求人は、補正書と題する書面を審査庁に提出した。

補正書には、本件審査請求の対象処分について、何ら書面の交付もされていない旨が記載されている。

3 判断

(1) 審査請求人は、本件申請に対して、処分庁から令和4年9月8日付けで口頭によって却下決定がなされたが、不服であるので審査請求する旨主張し、前記2(10)のとおり、審査庁に提出した補正書においても、書面による処分があったことを否定している。

しかしながら、前記1(3)のとおり、法第24条第3項において、保護の開始申請があったときは、保護の実施期間は、申請者に対して書面によって通知しなければならないと定められており、前記2(7)、(8)のとおり、処分庁は、本件申請に対して、令和4年9月2日付けで本件処分を行い、本件処分の通知書を審査請求人の自宅のポストに投函していることが認められる。

一方で、前記2(8)のとおり、審査請求人が口頭の処分であると主張する令和4年9月8日の処分庁の担当者の発言は、処分庁の担当者が、審査請求人に対して、本件処分の通知書を確認するように伝えたものであるから、口頭による処分とみることはできない。

そうすると、令和4年9月9日に審査請求人が行った審査請求が、審査請求人の主張するように、令和4年9月8日付けの口頭による処分の取消しを求める審査請求であるとするれば、対象の行政処分が存在しないため、審査庁は、前記1(8)の行政不服審査法第24条第1項に基づき、却下の判断をすることになる。

ただし、前記2(8)のとおり、審査請求人は、本件申請に対する却下決定の事実を不服であるから審査請求すると述べており、本件処分の内容に対して不服があることが認められるため、令和4年9月9日に審査請求人が行った審査請求は、本件処分の取消しを求めるものとして、以下、本件処分の違法性又は不当性について判断する。

(2) 前記1(4)のとおり、法第29条第1項は、「保護の実施機関(中略)は、保護の決定若しくは実施(中略)のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき(中略)銀行、信託会社(中略)に、報告を求めることができる。」とし、次の各号に掲げる者のうち第1号は、「要保護者(中略) 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況(後略)」と定めている。

また、前記1(6)のとおり、次官通知第8の1(4)において、要保護

者が保護の開始を申請した際の収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとしている。

- (3) 前記2(1)から(6)のとおり、審査請求人は、令和4年8月8日に審査請求人の資産は現金2,900円である旨申告し、本件申請を行ったが、処分庁は、法第29条に基づく調査を実施し、A銀行回答書において、本件申請の時点における審査請求人の預貯金残高が1,283,076円であることを確認したことから、当該預貯金を審査請求人の資産と判断し、当該預貯金が審査請求人世帯の最低生活費140,500円を上回る額であるため、法第8条により、保護が必要であると認められないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

また、前記2(4)によれば、審査請求人はA銀行の払戻しの進捗について、数日中に現金化して処分庁に報告する旨を処分庁の担当者に述べたにも関わらず、報告を行わなかったことから、本件処分の時点において、審査請求人がA銀行の口座残高分の資産を保有しているかどうかは判然としないものの、事件記録からは審査請求人がそれらを費消したなどの特段の事情を認めることはできない。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人の資産状況について、法第29条に基づいて必要な調査を行い、審査請求人のA銀行の口座残高を踏まえて要否判定を行うこととした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4) また、前記1(7)のとおり、次官通知第10において、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

前記2(2)、(5)のとおり、処分庁が行った要否判定において、本件申請の時点における審査請求人のA銀行の口座残高が1,283,076円であり、審査請求人が令和4年8月15日に受領した年金及び年金生活者支援給付金の合計額の2分の1と合わせると、要否判定における審査請求人の収入充当額が1,340,883円であることから、審査請求人の収入充当額は、審査請求人の最低生活費である140,500円を上回っていることが認められる。

したがって、審査請求人世帯の最低生活費と収入充当額を対比して要否判定を行った結果、審査請求人に保護が必要であるとは認められないとした処分庁の判断には、不合理な点は認められない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲